

ピンホール写真芸術学会会則

(2013 年度改正)

第1章 総則

第1条:本会はピンホール写真芸術学会と称する。英語名称を Pinhole Photographic Art Society、略称:PPAS(ピーパス)とする。

第2条:本会の事務局を京都市左京区北白川瓜生山 2-116、京都造形芸術大学 芸術学部内に置く。事務センターを事務センターを名古屋市および札幌市東に置く。

第2章 目的および事業

第3条:本会は、ピンホール写真を通して学術、芸術の分野を追求し、その進歩と発展を図ると共に、学校教育を通して普及を図ることを目的とする。

第4条:本会は、第3条の目的達成の為、次の事業を行う。

1. 大会、研究発表会、ワークショップ等の開催
2. 学会誌の発行
3. 公開講演会の開催
4. ピンホール写真の国際公募展の開催
5. 写真教育の推進と写真指導者の育成
6. 異分野との融合に関する研究
7. ホームページの運営
8. 会員ニュースの発行
9. その他

第3章 会員および組織

第5条:本会の会員は正会員、学生会員、サポート会員、賛助会員、名誉会員とする。

1. 正会員は、本会の会則および規約を守り、本会の目的に賛同して、本会の活動を積極的に推進する者とする。
2. 学生会員は、本会の会則および規約を守り、本会的に賛同する、大学および大学院で写真を専攻する者とする。
3. サポート会員は、本会の趣旨に賛同し、その運営をサポートする個人とする。
4. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、その運営をサポートする団体、法人、企業とする。
5. 名誉会員は、写真界ならびに本会に功労があった写真家などの中から推挙できる。
6. 正会員以外の会員は、総会での議決権を持たない。

第6条:本会の会員は、第3条の趣旨に賛同し、第7条に該当する研究者および芸術家とする

第7条:本会の会員となるには、正会員の推薦者を受け、理事会の承認を得なければならない。

第8条:本会の会員は付則に定める年会費を所定の時期までに納入しなければならない。

第9条:本会の役員は以下の通りとする。

会長 1名、副会長 3名以内、理事 25 名以内、監事 2名以内

第10条:役員は選出は次によって行う。

1. 理事、監事は正会員からの推挙によって選出し、総会の承認を受けて決定する。選出の細則については別に定める。

2. 会長は、理事の互選により選出し、総会の承認を得る。

3. 副会長は、理事の中から会長または会長候補者が推薦し、理事会の議を経て総会の承認を得る。

4. 役員の任期は2年とするも、再任は妨げない。

第11条:役員は役割分担は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表して会務を統括し、総会、理事会を招集する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3. 理事は会務を分掌する。

4. 監事は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

第12条:本会に顧問を置く事が出来る。顧問は会長が推薦し、理事会の承認を得る。

第13条:本会に関する事務を処理するため、会長の委嘱により事務局長および事務局員を置く。本会の会計、および名簿は事務局が管理する。事務局は、理事会の求めに応じて、それらの明細と管理状況を理事会に報告しなければならない。

第4章 総会および会議

第14条:総会は、会長が招集し、下記のもとに開催する。

1. 総会は、本会の総意を代表する。
2. 総会は年次総会及び臨時総会とする。
3. 年次総会は、毎会計年度終了後、5ヶ月以内に開催する。
4. 臨時総会は、理事会が必要と認め決議した時又は正会員の1/5以上からの要請があった場合に開催する。
5. 総会は、正会員の1/3以上の出席(委任状を含む)を以って成立とし、議事は正会員の出席者の過半数により決定する。但し、賛否同数の場合には議長がこれを定める。

第15条:総会及び理事会の議長は、会長又は会長の指名した者がその任にあたる。

第16条:総会では、以下の事項を協議し決定する。

1. 会則の変更
2. 事業報告及び決算
3. 事業計画及び予算計画
4. 役員(会長、副会長、理事及び監事)の承認
5. その他、理事会が必要と認めた事項

第17条:理事会は、会長、副会長、理事及び監事によって構成され、本会の目的や事業を遂行するための決定および執行の権限を有する。

第18条:理事会は、本会の運営に必要な委員会を設置する事が出来る。設置に関する規定細則は別に定める。

第5章 退会

第19条:退会については次の通りとする。

1. 会員が退会するときは、退会届を提出すること。

2. 会員の義務を6ヶ月以上履行しない場合は、会員としての権利を停止し、理事会において事情を調査の上、退会勧告や除名などの措置をとることができる。

3. 本会の名誉を著しく損ねた場合、理事会の議を経て総会の決議により、除名することができる。

第6章 会計

第20条:本会の会計は、次の各項とし、理事会の承認を得るものとする。

1. 会費
2. 事業に伴う収入
3. 寄付金
4. その他の収入
5. 事業に伴う支出

第21条:会員などから納入された会費などは、いかなる場合も返済しない。

第22条:本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、会計報告は、監査を受けた後に、総会および会員ニュースなどによって会員に報告される。

第7章 雑則

第23条:本会には、必要に応じて支部を置く事が出来る。支部細則は別に定める。

第8章 解散

第24条:本会の解散は、理事会および総会の議決による。

第25条:本会の解散に伴う残余財産は、総会の議決により本会類似の公益事業団体に寄付する。

付則

第1条:本会則は、2011年6月11日より実施する。

変更履歴

会則 制定 2007年2月

会則 変更 2009年6月6日

会則 軽微変更 2009年12月28日

会則 軽微変更 2011年6月12日

会則 軽微変更 2013年6月23日

以上

## ピンホール写真芸術学会会則細則

第1条:会費は次の通り定める。

1. 正会員 5,000 円/年
2. 学生会員 3,000 円/年
3. サポーター会員 5000 円/年(個人一口分)
4. 賛助会員 10,000 円/年(法人一口分)
5. 名誉会員 会費を必要としない。

第2条:理事・監事の選出方法

理事会における、前年度までの理事・監事の協議による互選による。

第3条:委員会の設置(大会実行委員会、学会誌編集委員会を含む)

有志からの理事会への発議により、理事会の了承によって設置する。

第4条:分科会の設置(ピンホール写真用機材開発グループを含む)

有志からの理事会への発議により、理事会の了承によって設置する。

第5条:支部の設置(国内各地域支部)

有志からの理事会への発議により、理事会の了承によって設置する。

第6条:改廃

本細則は2010年3月30日から発効する。

以上

## ピンホール写真芸術学会・事務局細則

(事務局)

第1条:本会に関する事務を処理するため事務局を置き、会長の委嘱により事務局長および事務局員を置く。

(職務)

第2条:事務局長は当会に関する事務を掌理し、事務局員を指揮監督する。

(事務センター)

第3条:事務センターを名古屋市および札幌市に置く。  
郵便局からの連絡先を事務センターとする。  
本会からの送付物は事務センターから送付する。  
学会誌編集のフロントを事務センターが行う。

(改廃)

第4条:本細則は2011年6月12日から発効する。

細則 軽微変更 2013年6月23日

以上